

☆ ご紹介いたします ☆

新しい監査委員をお迎えしました！！

平成27年3月24日付けで、高橋昌造監査委員が退任されました。
平成27年4月16日からは、新たに喜多正敏監査委員をお迎えしております。
平成27年度も、よろしくお願いいたします。



☆ 監査委員事務局長からのメッセージ ☆

新年度に入り2箇月が経過し、各公所におかれては、事業の推進など、平成27年度の業務が本格化しているものと推察しております。

この「監査だより」を目にされている皆さんの中には、定期人事異動により、4月から監査業務の担当になり、しかも初めての監査担当という職員もおられると思います。今回の私からのメッセージは、そのような方を念頭に送りたいと思います。

皆さんは、監査を受けることに何となく不安を抱きながら日々の業務と向かい合っているのではないのでしょうか。

そうした方々は、次の二つのことに取り組まれることをお勧めします。

一つ目は、早い時期に前年度の監査の受検状況に良く目を通しておくこと。

二つ目は、その上で気になる点がある場合は、担当者が抱えないで、グループの総括や課長、所属長と相談し、それを共有することです。

監査は、個々の職員が受けるのではなく、組織として受けるものであり、組織として統制のとれた監査対応が求められるからです。

監査は、そこで実際に行われる行為は、財務に関する事務を中心に、公金の支出等が適正であるかどうかを個々に見るものですが、根本は、各公所とも適法性、妥当性の高い業務体制を確立しているかどうかにあります。これが、組織としての対応が重要な理由です。



最後に、監査には、業務が適正に進められるための「助言的な機能」があります。どうしても理解できない事柄がある場合には、予備監査の際に、監査委員事務局の職員に遠慮することなく尋ねてみてください。当方からの助言は、文字どおり助言でしかありませんが、それでも得られるものはきっとあると思います。

そうした取組の繰り返しによって、監査を通じて本県の行政事務の水準が向上していくことを期待しております。

☆ 最近の予備監査事例から ☆

同じような事例がないか、チェックしてみてくださいか？

予備監査で見つかった不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

重要物品の確認を！

物品の取得、管理又は処分の不適當



「監査だより」で何回か掲載しているところですが、昨年度の監査においても、「重要物品情報の未登録」が散見されます。

重要物品の取得・管理・処分に当たっては、充分留意してください。

なお、購入したものだけでなく、寄付採納されたものでも該当する場合は登録する必要があります。

今一度、確認してみてください。

※重要物品(物品管理規則第2条第5号)

- ・道路運送車両法に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車及び三輪自動車を除く。)、大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ⇒ **※軽自動車は対象外です。**
- ・総トン数 3トン以上 20トン未満の船舶で動力機関を有するもの
- ・備品及び動物のうち、取得時の価格が 100万円以上のもの

備品管理一覧表と現物の確認をしていますか？

物品の取得、管理又は処分の不適當

6月は備品管理一覧表の出力月です。

備品管理一覧表と現物との確認を必ず行いましょう。

<次の点もチェック>

- 供用の手続き済みでしたか。
- 備品管理一覧表の点数と現物の点数が一致していますか。
- 故障や陳腐化により、使用できないまま長期保管しているものはありませんか。



適正な管理のためには、物品担当職員と実際に物品を使用する職員との連携が不可欠です！